

許可番号 09720077491

産業廃棄物処分業許可証

住 所 香川県高松市末広町7番地21

氏 名 株式会社セキゼン

代表取締役 岩崎 一雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であること
とを証する。 第14条の2第1項

高松市長 大西 秀 人



許可の年月日

令和8年7月10日

許可の有効年月日

令和13年7月5日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理業（選別処分及び破碎処分に限る。）以上

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

裏面記載のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年7月6日（当初許可）

平成18年7月6日（更新許可）

平成23年7月6日（更新許可）

平成28年7月6日（更新許可）

令和3年7月6日（更新許可）

令和4年3月14日（変更許可）

令和8年7月10日（更新許可）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下 余 白

1. 事業の範囲

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

ア 破碎処分：①紙くず ②木くず ③繊維くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

イ 破碎処分：①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器（ただし、3種類とも廃太陽光パネルに限り、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

ウ 選別処分：①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器（ただし、3種類とも廃太陽光パネルに限り、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：破碎施設（MS-300） 1基

設置場所：香川県高松市香西本町742番8 以上

設置年月日：平成13年5月1日

処理する産業廃棄物の種類：①紙くず ②木くず ③繊維くず

処理能力：①1.6t/日（8時間） ②4.1t/日（8時間）

③1.0t/日（8時間）

(2) 施設の種類：破碎施設（CRH-4） 1基

設置場所：香川県高松市香西本町742番7 以上

設置年月日：令和8年2月2日

処理する産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器（ただし、3種類とも廃太陽光パネルに限る。）

処理能力：4t/日（8時間）

(3) 施設の種類：選別施設（CAR-4） 1基

設置場所：香川県高松市香西本町742番7 以上

設置年月日：令和8年2月2日

処理する産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器（ただし、3種類とも廃太陽光パネルに限る。）

処理能力：8t/日（8時間）

以 上

以 下 余 白